

# 日本における税効果会計の歴史的変遷

## －繰延税金資産の資産性の観点からの検討－

鈴木 雅康\*

### Historical Development of Accounting for Income Taxes in Japan

-A Consideration from Deferred Tax Assets-

Masayoshi Suzuki\*

#### 抄 録

本研究の目的は、日本の税効果会計の歴史的変遷を概観することを通じて、繰延税金資産の資産性に関する理論と実証の先行研究を整理して繰延税金資産の資産性を検討し、繰延税金資産の資産性に関する未解決論点を明らかにすることである。検討の結果、証券市場では繰延税金資産の資産性が概ね認められていたが、一部の項目については、理論研究と異なり証券市場では資産性が確認されなかった。そのため、理論研究では、繰延税金資産の認識範囲を再検討する必要があることを示した。

本研究の貢献は、現行の企業会計の理論と実証の知見に整合的な点がある一方で、繰延税金資産の認識範囲について再検討が必要である論点を明らかにしたことである。

キーワード：税効果会計、繰延税金資産、分配規制、資産性、会社法

#### 1. はじめに

本研究の目的は、日本の税効果会計の歴史的変遷を企業会計と会社法の関係から概観することを通じて、繰延税金資産の資産性に関する理論と実証の先行研究を整理して繰延税金資産の資産性を検討し、繰延税金資産の資産性に関する未解決論点を明らかにすることである。現行制度上、会社法は開示規制である企業会計の成果を基礎に分配規制を行って

いるが、これは「…開示規制における財務報告の情報の質を理解して初めて、分配規制において『修正』が可能となる」(尾崎 [2012] 42) ため、企業会計において繰延税金資産の資産性に関する理論研究を整理し、それを実証研究の知見と照合することは重要である。

現在、税効果会計は日本や米国を含む多くの国において適用されているが、日本では、国内企業のディスクロージャーを充実させ、投資家への情報提供の質を向上させる

\* 筑波学院大学経営情報学部非常勤講師、Tsukuba Gakuin University

ために、1990年代後半に行われた会計ビックバンの中で導入されている。そして、日本では後述するように商法に影響を受ける個別財務諸表よりも先に連結財務諸表に税効果会計を適用することとなった。企業会計の利益計算が商法の分配可能額の計算に影響を与えるため、税効果会計に対しては、繰延税金資産の資産性について議論がなされてきた（中田 [1999] 42；田中 [2003] 158）。しかし、繰延税金資産が他の資産と同程度に資産性を有しているかは、必ずしも先行研究で明らかにされたとはいえない。

本研究では、第2章において日本の税効果会計の歴史の変遷を示し、第3章において繰延税金資産の資産性に関する理論研究と実証研究の整理を行う。さいごに、第4章において本研究の議論のまとめを提示する。

## 2. 税効果会計の歴史の変遷

日本で税効果会計が長らく適用されていなかったのは、日本が確定決算主義を採用していたために税務申告と企業会計の間に乖離が少なかったことが挙げられる（中原 [1995]；Epstein and Mirza [2001]）。これは、会計上の利益と課税所得の一致度（Book-tax conformity）が、日本では国際的に高いことからもうかがえる（Atwood et al. [2010]）。そして、連結財務諸表への税効果会計の適用が先行し、個別財務諸表に適用されてこなかったのは、商法との関係から繰延税金資産の資産性が問題となっていたことが挙げられる（中原 [1995]）。この点、個別財務諸表への税効果会計の適用には商法との調整が必要とされることが「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において明記されていた。

そして、「商法と企業会計の調整に関する商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」において「…税効果の調整は商法においても望ましい…」（商法と企業会計の調整に

関する研究会 [1998] Ⅲ-1-（2））ものと認められることによって、税効果会計を個別財務諸表に適用することができたのである。本章では、日本の税効果会計の歴史的な変遷を概観することを通じて、分配規制における企業会計の役割を明らかにする。

### 2. 1. 1975年連結財務諸表制度化意見書における税効果会計の任意選択

日本企業における税効果会計の適用は、米国市場に上場した大企業がSEC基準による財務報告を行ったことから始まる。そして、制度的に初めて税効果会計が取り上げられたのは、1975年に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（以下、意見書）において、税効果会計の任意適用が認められたときである。意見書においては、税効果会計は連結財務諸表による財務情報として有意義であると述べられている（意見書三・2）。これに伴い「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」が作成され、連結財務諸表において税効果会計を任意適用できる規定が盛り込まれた。

連結財務諸表での税効果会計の任意適用が認められ、その後、適用する企業が増加する傾向にあった。連結財務諸表における任意適用という状況下での税効果会計の採用状況を検証した品田 [1989] は、1988年10月1日現在で8証券取引所上場会社中、連結決算を行い、発表している1,044社をサンプルとして、1986年から1988年の間の採用状況を調査した。その結果、繰延税額の勘定科目の記載がある会社数は約15.6%であり、税効果会計を採用する企業が増加傾向にあることを明らかにした。このように、税効果会計を採用する企業が拡大するなかで、体系的な税効果会計の基準を公表することは急務であったと考えられる。

## 2. 2. 商法と企業会計の調整に関する研究会報告書と税効果会計の導入

1997年に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」において、税効果会計の適用が任意とされていることが問題点として指摘されていた（第二部の一-1.）。さらに、税効果会計は、本来、連結財務諸表のみでなく、個別財務諸表においても適用されるべきものと指摘され、この点について、商法との調整を進める必要があるとされた（第二部の二-3.（4））。そこで、1998年6月に法務省と大蔵省が共同で研究会を開催し、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」（以下、報告書）を公表した。当該研究会においては、時価評価の導入と税効果会計の採用を中心に企業会計と商法との調整を図るべき事項について検討を行っていた。

そして、税効果会計に関しては、税効果の調整を行わないことによって投資情報としての企業の当期純利益の的確な把握が阻害されるとともに、適正な期間比較や企業間比較が困難になるという問題と有税償却を阻害する実体的な問題があることから、個別財務諸表においても税効果会計の必要性を認め、税効果の調整は商法上も望ましいものとされた。商法において、税効果会計の適用が個別財務諸表上も望ましいと認められることで個別財務諸表への税効果会計の導入が可能になったのである。以下では、この報告書の内容を本研究の問題意識から「企業会計と会社法（商法）の関係」と「繰延税金資産の資産性と分配規制の関係」に分けて検討する。

### 2. 2. 1. 企業会計と会社法（商法）の関係

報告書では、証券取引法と商法の会計目的は異なる面があるが、情報提供機能は両者に共通するため、利益計算で両者に違いが生じると利害関係者の判断を誤らせる虞があると述べられている。つぎに、商法の計算規定と

分配規制の関係は、分配規制は株主と債権者との利害調整機能という商法の役割からの規制であることを明言し、企業会計と商法の関係は、「…商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられる…」ため「まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適当…」(I-3)だと整理している。

これによって、分配規制は「…株主と会社債権者の利害調整の基準からの線引き」であり、「…それが情報提供を主たる目的とする会計基準に影響してくるとするのは、ロジックの点で少々問題がある」（神田他 [2004] 21、神田発言）という考え方となった。このような考え方は、現行の会社法においても残っている。すなわち、現行の会社法の主たる目的は開示規制ではなく、分配規制にある（神田 [2007]；奥藪 [2008]；郡谷・和久 [2008]；尾崎 [2012]）。そして、企業会計は開示規制として情報提供機能を発揮することが求められており、これは近年の諸外国の概念フレームワークが財務報告の目的として投資家への情報提供を重視している（草野 [2014] 62）ことから明らかである。

このため、企業会計と会社法の関係は、開示規制である企業会計が企業成果である利益を計算し、それを基礎に会社法が分配規制を行うというものである。財務報告の情報の質を理解して初めて、会社法は、企業会計の利益を分配規制のために修正することができる（尾崎 [2012] 42）ため、企業会計は、その体系性（整合性）を明らかにし、仮に、体系性が阻害されているとすれば、その理由を明らかにする必要がある。本研究においては、繰延税金資産が、理論・実証から資産としての性格を有しているかを確認する必要がある

る。

## 2. 2. 2. 繰延税金資産の資産性と分配規制の関係

報告書では、税効果会計を適用しないことが、適正な期間比較や企業間比較を困難にしていること、有税による貸倒引当金の繰入れを阻害する要因になっていることなどが指摘されている。そして、税効果会計が諸外国においても広く採用されていることから、個別財務諸表への税効果の調整は商法においても望ましいと述べている（Ⅲ-1-（2））。繰延税金資産については「企業会計上の税効果会計に関する会計基準において、繰延税金資産…が法人税等の前払税金…として資産性…があることが明確にされるならば、商法上も公正な会計慣行を斟酌する立場から、企業会計上の基準と同様に、これらを貸借対照表に計上することができるものと解される」（Ⅲ-2）と指摘し、繰延税金資産の計上を認めている。

すなわち、報告書では、企業会計上で繰延税金資産の資産性が明確にされているならば、商法32条2項の公正な会計慣行を斟酌する立場から、商法は繰延税金資産を資産として認めるという建付けになっている。繰延税金資産への分配規制は、「繰延税金資産…の性格について、…商法上も法人税等の前払い…として通常の資産…と変わらないと解釈されるならば、特に配当規制を行う必要はない」（Ⅲ-4）と整理し、分配規制を課していない。そのため、会社法との関係では、企業会計はまず繰延税金資産が企業会計の理論上、資産性を有するかを明らかにする必要がある。そして、次に理論の妥当性を判断するために投資家（証券市場）が繰延税金資産を資産としてみなしているのかを明らかにする必要がある。

このように報告書において、商法から税効果会計適用の承認を得ることで、個別財務諸表への適用が可能になった。そして、1998年

に体系的な税効果会計基準である『税効果会計に係る会計基準』が公表された。なお、日本では、法人税法の課税ベースの拡大に伴い引当金、減価償却費に関して企業会計上の利益計算と法人税法上の課税所得計算で差異が生じていたため、米国と異なり、繰延税金資産が計上されやすい環境であった。事実、日経300採用銘柄（銀行業、保険業を除く）<sup>1)</sup>では、繰延税金資産を流動資産項目では9割程度の企業が計上している（内田 [2015]）。繰延税金資産が計上されやすい環境であったことが、日本で繰延税金資産の分配規制に関する議論が盛んであった一因ともいえる。

## 2. 3. 監査基準委員会報告第66号

以上のように、税効果会計は1998年に企業会計審議会から基準が公表され、1999年4月1日以後開始する事業年度から全面的に適用された。しかし、税効果会計基準で採用された資産負債法は、日本では初めて導入された会計制度であり、実務においても多くの疑問が生じていた（日本公認会計士協会 [1999] 1.）。本節では、まず繰延税金資産の資産性がどのように問題視され、監査基準委員会報告第66号『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』（以下、委員会報告）が導入されたかを概観するとともに、委員会報告の問題点を企業会計と会社法の関係性から指摘する<sup>2)</sup>。

### 2. 3. 1. 監査基準委員会報告第66号の導入

実務から公認会計士協会に寄せられた質問の中で多かったのは、繰延税金資産の回収可能性に対する考え方や実務上の判断についてである（日本公認会計士協会 [1999] 1.）。税効果会計基準は、「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなけれ



ばならない」(注5)と記載するのみで、具体的な判断指針は示していない。このため、不良債権を多く抱えていた銀行業において多額の繰延税金資産が計上されるとともに、結果として、それが銀行の自己資本比率の高上げにつながっていたことが問題視されることとなった。

この点、須田 [2001] は、銀行と生命保険会社では、製造業と異なり、繰延税金資産の回収可能性に疑義のあるケースが多く、税効果会計は本来の目的よりも自己資本比率規制とソルベンシー・マージン比率規制の下で資本増強が図られる魔法の杖として活用された可能性があることを発見した。同様に、Skinner [2008] は、財務基盤が弱体化している銀行が多額の純繰延税金資産を計上しており、繰延税金資産の計上なくしては自己資本比率規制を達成することはできなかったこと、繰延税金資産の回収に必要な将来利益の実現に失敗したことを明らかにした。このことから、部分的には税効果会計基準は、自己資本比率規制を達成するための **regulatory forbearance strategy** だと指摘する (Skinner [2008] 225)。

このような回収可能性のない繰延税金資産が計上されるという問題に対処すべく、日本公認会計士協会は1999年に委員会報告を公表した。そこでは、繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来事象の予測や見積もりに大きく依存しており、その客観的な判断が困難なこと、商法上で繰延税金資産の配当制限の定めがないため、繰延税金資産が将来の税金負担額を軽減する効果を有しているかの判断が重要であることが指摘されている (日本公認会計士協会 [1999] 2.)。委員会報告では、繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業の過去の業績等の状況を主たる判断基準として企業を5つに分類し、区分ごとで将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を一義的に決めている (日本公認会計

士協会 [1999] 5.)。

## 2. 3. 2. 監査基準委員会報告第66号の問題点

委員会報告では、繰延税金資産の回収可能性の判断を十分に検討しなければならない理由として、繰延税金資産に配当制限の定めがないことをあげている (日本公認会計士協会 [1999] 2.)。しかし、このロジックでは、商法が繰延税金資産に対して分配規制を課せば、繰延税金資産の回収可能性の判断を十分に検討する必要がないということになる (神田他 [2004] 20、神田発言)。しかし、すでに確認している通り、会社法 (商法) が繰延税金資産に分配規制を課していないのは、企業会計が繰延税金資産に資産性があることを明確にしていることを前提にしているからである。すなわち、委員会報告の「分配規制がないから資産性の確保が重要」という考え方は、明らかに報告書の繰延税金資産に対する分配規制の考え方と齟齬している。

では、なぜ委員会報告は、このような誤ったロジックを記載しているのだろうか。これは、明らかに企業会計と会社法 (商法) の役割に関する認識が誤っていると言わざるを得ない。本来、企業会計は金融商品取引法会計 (当時は証券取引法会計) であるから、求められる主たる役割は情報提供機能だといえる。これは、1990年代後半から行われた会計ビックバンにより、企業会計が諸外国の会計基準との収斂を行っており、これらの会計基準が直接的には会社法 (商法) 会計ではなく、金融商品取引法 (証券取引法) 会計のためのものであった (安藤 [2009] 653) ことから明らかであろう。

企業会計が金融商品取引法会計であるとすると、会社法 (商法) は会計基準や大企業の財務報告に関して、何も規定する必要はなく (神田 [2007] 328)、ただ分配規制について独自のルールを設ければよい。そのため、現行の会社法 (商法) の主たる目的は開示規制

ではなく、分配規制にあるのである（神田 [2007]）。そうすると、企業会計は、繰延税金資産の資産性を明確にし、投資家への情報提供機能を発揮することが役割であるため、繰延税金資産の回収可能性の判断を慎重に行い、その資産性を担保する必要がある。そして、会社法は、そのような企業会計の開示規制における財務報告の情報の質を理解したうえで、それに分配規制を課すか否かを決めればよいのである。

そうになると、企業会計として問題にすべきは、繰延税金資産に分配規制が課せられているか否かではなく、繰延税金資産が資産たり得るのかである。繰延税金資産の資産性に関する理論研究と実証研究の整理を次章で行い、この点を確認する。

## 2. 4. 小括

本章では、日本における税効果会計の歴史的発展を企業会計と会社法の関係から概観した。そこでは、国際的な会計基準との調和化を図ることによって、日本のディスクロージャー制度の改革を目指すための一環として税効果会計基準が導入されていた。しかし、繰延税金資産の評価に関して詳細な規定が基準導入当初は存在しなかったため、繰延税金資産の回収可能性の評価に関して大きな疑問が残り、それが銀行業を中心として基準の目的とは異なる趣旨で利用されていたことを確認した。

本研究との関係で注目すべきは、報告書によって企業会計と会社法（商法）の役割が明確になったが、委員会報告では、報告書に記載されている企業会計と会社法（商法）の役割と大きく齟齬することが記載されていたことである。報告書が示唆するように、企業会計は、繰延税金資産に分配規制が課されていないから、その資産性を担保する必要があるのではなく、企業会計において繰延税金資産に資産性が認められていることを前提にして

いるから、会社法（商法）は繰延税金資産に分配規制を課していないのである。すなわち、企業会計としては繰延税金資産の資産性を明らかにする必要があるといえる。そこで、次章では、企業会計において検討すべき問題である、繰延税金資産の資産性に関する議論を整理する。

## 3. 繰延税金資産の資産性

本章では、繰延税金資産の資産性に関する理論研究を整理し、その後で証券市場を対象とした実証研究の知見（経験的な事実）との照合を行うことで、繰延税金資産の資産性を検討する。これは、会計学が経験科学であるため、理論の妥当性は経験的な事実と照合することによって判断されなければならないためである（大日方 [2012] 356）。

### 3. 1. 繰延税金資産の資産性に関する理論研究の整理

繰延税金資産の資産性については、既に多くの優れた先行研究において検討されている。例えば、中田 [1999] は、International Accounting Standards Committee (IASC) の概念フレームワークや Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) 第6号に依拠すれば、繰延税金資産には資産としての特性があり、資産概念を満たすと指摘する（中田 [1999] 18）。しかし、「繰延税金資産は、将来年度において、税務控除を行い得る十分な課税所得の存在を前提にして実現できるものであり、その認識を慎重に行う必要がある」（中田 [1999] 18-19）ため、繰延税金資産の回収可能性の判断は必要であるとする。

例えば、SFAC6では「資産は、過去の取引または事象の結果として、特定の实体により取得され、または支配される将来の予想される経済的便益」（FASB [1985] para.35）と定義されている。そして、繰延税金資産の税

効果は、当期以前の事象によって生じた一時差異の結果として生じ、かつ、それは当該企業にのみ帰属する。さらに、一時差異が解消する将来時点で課税所得が存在すれば、税金支払額を軽減するため経済的便益であると解されることから資産の定義を満たすといえる(梶原 [1996] 79)。このような見解は、他の文献でも散見されることから、繰延税金資産に資産性があるとする先行研究の根拠の1つは、諸外国の概念フレームワークにおける資産の定義に求められていることになる。

しかし、繰延税金資産の資産性について、繰延税金資産は商法上限定列举されていた繰延資産に該当しないことや「会計上はすでに資産性がないとして費用化した金額の一部を、税法上の損金不算入を理由に、改めて資産に計上した…計算技術上の項目、それが繰延税金資産であって、そうであれば擬制資産に他ならない」(田中 [2003] 158) という批判が存在する。さらに、繰延税金資産は、繰延資産とは性格が異なるという指摘がなされている(神田 [1997] 12)。この他、「将来の予測によって資産として計上される金額が変動するものを資産と言えるかどうか疑問…」(平井 [2004] 60) であり、少なくとも繰越欠損金に係る繰延税金資産については計上を避けるべきという批判がある(平井 [2004] 60)。

このように、理論研究では、繰延税金資産の資産性について見解は対立している。特に繰越欠損金に係る繰延税金資産については、その資産性を疑問視する傾向が強いといえる。そこで、次節で、繰延税金資産の資産性に関する証券市場からの経験的な事実を観察することによって、証券市場が繰延税金資産をどのように評価しているのかを明らかにする。

### 3. 2. 証券市場の評価

投資家が繰延税金資産を評価しているか否

かについては、繰延税金の発生原因によって異なっている。例えば、Amir et al. [1997] は、繰延税金資産の内訳項目の価値関連性を検証し、その有用性を明らかにしたが、価値関連性の程度は繰延税金資産の内訳項目によって異なると指摘している。日本の先行研究においても、価値関連性の程度は繰延税金資産の内訳項目によって異なることが明らかにされている。奥田 [2001] は、1999年と2000年の3月期における全公開銀行を対象として、繰延税金が株価説明力を有していることを明らかにした。しかし、一時差異と繰越欠損金に係る繰延税金資産は株価説明力を有している一方で、評価性引当額は株価説明力を有していないことを発見している。

証券市場が税効果会計情報について、徐々に学習していることを示した須田 [2002] では、1999年6月末から2001年6月末の各時点で東京、大阪、名古屋証券取引所に上場している銀行を対象とした分析で、1999年には純繰延税金資産に追加的な株価説明力は観察されなかったが、2000年になると追加的な株価説明力が現れ、証券市場が純繰延税金資産を資産としてポジティブに評価していたことを発見している。しかし、2001年には自己資本比率が低い銀行が計上した繰延税金資産はネガティブに評価されており、繰延税金資産の評価が年や企業の特長により異なることが明らかにされた。

桜井 [2003] は、1999年3月期から2002年3月期をサンプル期間とし、この間に上場もしくは店頭登録している銀行を対象にして、繰延税金資産の追加的な株価説明力について検証した。その結果、1999年のみ税効果会計の適用によって増額した自己資本部分に追加的な説明力が観察されたが、2000年以降は繰延税金資産と株価形成との関連性は観察されなくなっていたことを発見している。さらに、奥田 [2004] は、2000年3月期から2003年3月期までの銀行業を除く日経225企業を

対象に繰延税金の株価に対する情報の有用性に関する分析を行い、繰延税金は純額としては市場において情報の有用性があると評価されていることを発見している。また、流動繰延税金の方が固定繰延税金よりも資産として評価されていた。

矢瀬 [2007] は、2000年3月期から2004年3月期までの東京、大阪、名古屋証券取引所に1部上場している地方銀行及び第二地方銀行を対象とした分析で、プールデータでは市場が平均的に純繰延税金資産の資産性を認めている証拠を発見した。評価性引当額については、非裁量部分とともに裁量部分についても市場においてプライシングされる可能性が高いことが明らかとなった。しかし、年度別データでは、銀行の業績が全体として悪化した2002年は、評価性引当額の裁量部分のみプライシングされ、その後、業績が回復するにつれて利益に強く反応していた。なお、繰越欠損金に係る繰延税金資産については、業績が黒字回復した年においてはプライシングされていた。

薄井 [2008] は、1998年3月期から2005年3月期に東京、大阪、名古屋証券取引所に上場している銀行、証券等を除く企業をサンプルに正味繰延税金資産とその内訳項目の価値関連性、繰延税金資産の回収可能性の市場評価を検証した。その結果、業種をコントロールしなければ繰延税金資産は価値関連性を有していたが、業種をコントロールした正味繰延税金資産は、平均的に価値関連性を有していなかった。正味繰延税金資産の内訳として、正味流動繰延税金資産は平均的に価値関連性を有する一方で、正味固定繰延税金資産について市場はプライシングをしていなかった。さらに、土地再評価とその他有価証券評価差額金に係る繰延税金資産は株価と有意な関係を有していないことから、市場がそれらの繰延税金資産が実現しないと解釈していると指摘する<sup>3)</sup>。

これらのことから、証券市場は、繰延税金資産の発生原因だけではなく、奥田 [2001] と薄井 [2008] の結果から、(正味) 繰延税金資産が流動区分か固定区分かという一時差異の解消時期によっても評価を変えていることが明らかとなった。しかし、概ね証券市場は、繰延税金資産を資産として認めている可能性が高いという経験的な事実が発見されているといえる。さらに、須田 [2002] や矢瀬 [2007] の結果から、証券市場は繰延税金資産について、企業の収益性に基づいて、その資産性を認めているようである。すなわち、収益性が悪い場合は、市場は繰延税金資産にプライシングしていない、または、ネガティブに評価していた。

### 3. 3. 小括

証券市場を対象とした実証研究の知見を整理すると、平均的に繰延税金資産は株価説明力を有しているため、投資家は繰延税金資産を資産としてみなしている可能性が高い。また、繰延税金資産の内訳項目である一時差異と繰越欠損金に係る繰延税金資産に株価説明力が存在することが明らかとなった。さらに、投資家は繰延税金資産の解消期間の違い、すなわち、流動区分に計上される繰延税金と固定区分に計上される繰延税金で評価を分けており、前者の方を資産として評価している。しかし、土地再評価とその他有価証券評価差額金に係る繰延税金資産は株価と有意な関係を有しておらず、また、銀行業では自己資本比率が相対的に低い銀行の繰延税金資産はネガティブに評価されていた。そのため、すべての繰延税金資産の内訳項目を投資家は資産としてみなしているわけではなく、また、収益性が悪い場合には資産としてみなしていないことが明らかとなった。

これらの経験的な事実は、繰延税金資産に関する回収可能性の判断や繰延税金資産の資産性の検討に際して重要な示唆を有するもの



である。さらに、繰越欠損金に係る繰延税金資産については、業績が黒字のときにはプライシングされていたことから、証券市場は理論研究よりも緩く繰越欠損金に係る繰延税金資産に資産性を認めていると考えられる。このような事実を整理すると、少なくとも理論研究と証券市場の立場からは、繰延税金資産には資産性が認められていると考えられる。しかし、収益性が悪化している場合には、繰延税金資産がプライシングされていないことに鑑みると、繰延税金資産の資産性を担保するためには、企業の収益力が重要であると考えられる。

すなわち、企業会計としては、収益性の悪い企業は繰延税金資産を計上できないとする基準を制定することによって、繰延税金資産の資産性を担保できると考えられる。その意味で、委員会報告は、会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として、将来年度の課税所得（収益力）の見積額により繰延税金資産の回収可能性を判断していることから、資産性の担保に有用である可能性がある<sup>4)</sup>。しかし、理論研究では、繰越欠損金を除いて、発生原因に関わりなく繰延税金資産に資産性を認める傾向にあるが、実証研究では、繰延税金資産は、その内訳項目によって評価が分かれていた。そのため、すべての繰延税金資産に資産性を認めてよいのか、理論研究では資産性に関する再考を行う必要がある。

実証研究の知見を整理することを通じて、繰延税金資産の内訳項目によって評価が異なっていたことから、今後は、資産性が認められている項目群とそうでない項目群に共通点はあるのかなどを整理し、その知見を理論研究に反映させる必要がある。すなわち、繰延税金資産の認識範囲について、理論研究で検討すべき問題が存在していることが明らかになった。

#### 4. おわりに

本研究では、日本の税効果会計の歴史的変遷を企業会計と会社法の関係から概観することを通じて、繰延税金資産の資産性に関する理論と実証の先行研究を整理して繰延税金資産の資産性を検討し、繰延税金資産の資産性に関する未解決論点を明らかにした。先行研究を整理したところ、理論研究では、繰越欠損金に係る繰延税金資産を資産として計上することは避けるべきであるという指摘がなされていたが、証券市場の経験的な事実によると業績が黒字であれば、そのような繰延税金資産にもプライシングされていた。そのため、証券市場は理論よりも緩く繰延税金資産の資産性をとらえている可能性が示唆された。

さらに、理論研究では、繰越欠損金を除いて、発生原因に関わりなく繰延税金資産に資産性を認める傾向にあるが、実証研究では、繰延税金資産の内訳項目によって評価が分かれていた。そのため、すべての繰延税金資産に資産性を認めてよいのか、理論研究では資産性に関する再考を行う必要があることが明らかになった。今後は、実証研究において資産性が認められている項目群とそうでない項目群に共通点はあるのかなどを整理し、その知見を理論研究に反映させる必要がある。本研究では、繰延税金資産の認識範囲について、理論研究で検討すべき問題が存在していることを示した。

#### 参考文献

- Amir, E., M. Kirschenheiter, and K. Willard [1997]  
 “The valuation of deferred taxes,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.14, No.4, pp.597-622.
- Atwood, T. J., M. S. Drake, and L. A. Myers [2010]  
 “Book-tax conformity, earnings persistence and the association between earnings and future cash flows,” *Journal of Accounting and*

- Economics*. Vol.50, No.1, pp.111-125.
- Ayers, B. C [1998] "Deferred Tax Accounting Under SFAS No.109: An Empirical Investigation of its Incremental Value-Relevance Relative to APB No.11," *The Accounting Review*, Vol.73, No.2, pp.195-212.
- Epstein, J. Barry and Mirza, A. Abbas [2001] *Wiley IAS 2001: interpretation and application*, NY: John Wiley.
- Financial Accounting Standards Board [1985] *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements*, FASB.
- Skinner, D. J [2008] "The rise of deferred tax assets in Japan: The role of deferred tax accounting in the Japanese banking crisis," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 46, No.2-3, pp.218-239.
- 安藤英義 [2009]「IFRS 導入と会計制度の展望」『企業会計』第61巻第5号、18-24頁。
- 磯貝 明 [1997]「繰延税金資産の認識についての考察」『経済科学』第45巻第3号、57-69頁。
- 磯貝 明 [2000]『わが国における税効果会計の制度論的研究』名古屋大学大学院経済学研究博士論文。
- 井上行忠 [2103]「税効果会計における回収可能性の判断に関する一考察」『喜悦大学研究論集』第56巻第1号、3-18頁。
- 薄井 彰 [2008]「繰延税金資産の価値関連性」須田一幸編著 [2008]『会計制度の設計』白桃書房、234-248頁。
- 薄井 彰 [2015]『会計制度の経済分析』中央経済社。
- 内田浩徳 [2015]「我が国における税効果会計の特殊性：日米における評価性引当額・評価性引当金設定プロセスの比較を通じて」『岡山商大論叢』第51巻第1号、169-192頁。
- 奥蘭幸彦 [2008]「会社法分配可能額の計算」藤田昌也編著 [2008]『会計利潤のトポロジー』同文館出版、65-82頁。
- 尾崎安史 [2012]「企業会計法と開示規制」『商事法務』第1974号、38-45頁。
- 奥田真也 [2001]「繰延税金とその配分法の市場における解釈：銀行決算をもとに」『一橋論叢』第125巻第5号、494-509頁。
- 奥田真也 [2004]「繰延税金の市場における評価－日本からの証拠」『大阪学院大学流通・経営科学論集』第30巻第1号、61-79頁。
- 大日方隆 [2012]「整合性分析と実証結果」大日方隆編著 [2012]『会計基準研究の原点』中央経済社、341-387頁。
- 梶原 晃 [1996]『研究叢書47 税効果会計』神戸大学経済経営研究所。
- 神田秀樹 [1997]「商法会計に関する若干の問題」『商法に係る諸問題』企業財務制度研究会。
- 神田秀樹・齋藤真哉・中里 実・太田 洋・上田 秀美 [2004]「税効果会計に関する理論的検討 [下]」『商事法務』第1701号、16-26頁。
- 神田秀樹 [2007]「会計基準と会社法－現状と展望」『企業会計』第59巻第3号、4-9頁。
- 企業会計審議会 [1975]「連結財務諸表の制度化に関する意見書」。
- 企業会計審議会 [1997]「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」。
- 企業会計審議会 [1998]「税効果会計に係る会計基準」。
- 草野真樹 [2014]「公正価値評価の拡大と会計上契約支援機能」『金融研究』第33巻第1号、61-110頁。
- 郡谷大輔・和久友子編著 [2008]『会社法の計算詳解－株式会社の計算書類から組織再編行為まで－第2版』中央経済社。
- 桜井貴憲 [2003]「銀行の自己資本と株価形成に関する実証研究－税効果会計・土地の再評価・その他有価証券の評価・公的資金注入の影響」『東北学院大学経理研究所紀要』第11巻、23-42頁。
- 品田 正 [1989]「税効果会計－海外及び我が国の導入状況の検討」『経営情報科学』第2巻第1号、77-86頁。
- 商法と企業会計の調整に関する研究会 [1998]「商

法と企業会計の調整に関する研究会報告書」。

須田一幸 [2001] 「税効果会計の意義と問題点」中村忠編著 [2001] 『制度会計の变革と展望』白桃書房、87-104頁。

須田一幸 [2002] 「税効果会計実務の決定要因と株価関連性の分析」『経済経営研究 年報』第52巻、65-97頁。

積 惟美 [2018] 『税効果会計をめぐる経営者の裁量に関する実証分析』一橋大学大学院博士論文。

田中章介 [2003] 『商法貸借対照表論』清文社。

中田信正 [1999] 『税効果会計詳解－基準形成と計算構造－』中央経済社。

中原 健 [1995] 「連結会計上での税効果会計－実証的検討－」醍醐聰編著 [1995] 「連結会計－体系と実態－」同文館、149-170頁。

日本公認会計士協会 [1999] 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性判断に関する監査法の取扱い」。

平井克彦 [2004] 「繰延税金資産についての疑念」『経営論集』第51巻第2号、53-62頁。

藤野信雄 [1981] 「個別財務諸表における税効果会計について－日本触媒化学工業の訂正報告書に因んで－」『旬刊商事法務』第898号、234-242頁。

矢瀬敏彦 [2007] 「銀行における税効果会計情報の

価値関連性に対する経営者の裁量的行動の影響」『オイコノミカ』第44巻第2号、73-88頁。

弥永真生・足田 浩 [1997] 『税効果会計』中央経済社。

弥永真生 [1999] 「税効果会計の理論的背景と問題点」『商事法務』第1522号、14-19頁。

#### 注

- 1) 日経 NEEDS-Financial QUEST 2.0 を利用し、日経300採用銘柄（銀行業・保険業を除く）で2008年4月から2012年3月の間に連続して財務データが存在した274社を対象にしている（内田 [2015] 176）。
- 2) なお、現在、監査委員会報告第66号は廃止され、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に規定を移管している。
- 3) なお、薄井 [2015] は、薄井 [2008] のサンプルを拡大して検証を行っているが、概ね薄井 [2008] と同様の結果を得ている。
- 4) ただし、委員会報告の実際の規定が有用であるかは実証問題である。また、企業の繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、例示区分に当てはめて検討することが有用かは明らかではない。